

## 公益財団法人老年病研究所 役員等の報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに公益財団法人老年病研究所（以下「本法人」という。）の定款第13条及び第26条の規定により、本法人の役員、評議員の報酬等の額及びその支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

2 以下、役員及び評議員を「役員等」という。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員等については、無報酬とする。

2 非常勤役員等については、次に掲げる職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- (1) 役員等の評議員会への出席
- (2) 役員の理事会への出席
- (3) 監事の監事監査の実施

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の報酬等は、その月の月額的全額を毎月26日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰上げ、または繰り下げて支払うこととする。

(報酬等の額)

第6条 第3条第2項に規定する非常勤の役員等の職務執行の対価としての報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 評議員会、理事会の出席1回に付 20,000円

(2) 監事監査の実施1回に付 110,000円

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人老年病研究所の設立の登記の日から施行する。